

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年 9 月 15 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700160号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700159号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年12月19日の標準賞与額を1万8,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月

A社に正社員として勤務している間に支給された賞与のうち、請求期間の賞与が、厚生年金保険の記録となっていない。支給額は10万円に満たなかったが、保険料も控除されていたので記録を回復し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る「お取引明細表」及び複数の同僚が保管する請求期間の賞与に係る「給与支給明細書」から判断すると、請求者は、請求期間にA社から賞与の支給を受け、事業主により厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記「お取引明細表」により確認できる賞与の振込日から、平成19年12月19日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記「お取引明細表」及び「給与支給明細書」により推認できる厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、平成19年12月19日について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700184号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700160号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月25日の標準賞与額を136万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月25日

請求期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録に標準賞与額の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳、請求期間に係る同僚の給与支給明細書(2003年7月分賞与)及び事業主の陳述により、請求者は当該期間において、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び同僚の給与支給明細書により、136万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700185号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700161号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月25日の標準賞与額を94万円に訂正することが必要である。

平成15年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月25日

請求期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録に標準賞与額の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B銀行から提出された請求期間に係る預金取引明細表、請求期間に係る同僚の給与支給明細書(2003年7月分賞与)及び事業主の陳述により、請求者は当該期間において、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び同僚の給与支給明細書により、94万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。